

富良野市の融資制度について

富良野市では、市内金融機関の窓口を通じて、市内事業者やこれから事業をはじめようとしている方へ融資を行い、さらにその保証料および利子の一部に対して補助を行っています。

商工業パワーアップ資金計画書

商工業パワーアップ資金のご利用には事前の計画書作成が必要です。計画書様式は、富良野市のHPからダウンロードができます。

URL：<https://www.city.furano.hokkaido.jp/life/docs/2015021800513.html>



貸付対象外業務

業種名	説明	
農業	果樹栽培、温室栽培、しいたけ栽培（菌床栽培はのぞく）、牛馬育成、養鶏、養豚、養蜂、ミンク養殖、養蚕など	
林業	育林、育林請負、山林用種苗生産請負など (素材生産および素材生産サービス業を除く)	
漁業	一般海面漁業、捕鯨業、内水面漁業など	
水産養殖業	こい養殖、うなぎ養殖、ます養殖、金魚養殖、どじょう養殖など	
飲食業	食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブ、待合いなど (特例風俗営業飲食業者を除く)	
金融・保険業	商品券売買取業など（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）	
サービス業	興信所	もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行う興信所、探偵業など
	娯楽業等	風俗関連営業、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、芸妓場、ストリップ劇場、のぞき部屋、個室マッサージ、置屋 競輪・競馬の競走場・競技団体・予想業、場外馬券売場、場外車券売場など、易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）
	旅館業	モーテル、ラブホテル、ブティックホテルなど
	浴場業	特殊浴場のうち風俗関連営業（ソープランド、ファッションヘルスなど）
	農業サービス業	育苗センター、装蹄業など
	林業サービス業	狩猟業、植林請負業など
	その他	宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体、公務（外国公務を除く）など、集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものに係るものを除く）、学校法人など、民間職業紹介業（芸妓周旋業）

保証料および利子の補給額（概要）

※詳しい内容は、中面の制度一覧をご確認ください。

メニュー名	補給額
中小企業振興資金	当該年度に支払った保証料額の1/2 + 利子の1%
商工業パワーアップ資金	当該年度に支払った保証料額の1/2 + 利子の1% 他
小口緊急特別資金	当該年度に支払った保証料額の全額

市内取扱金融機関

・北洋銀行 ・北海道銀行 ・旭川信用金庫 ・空知商工信用組合 各富良野支店

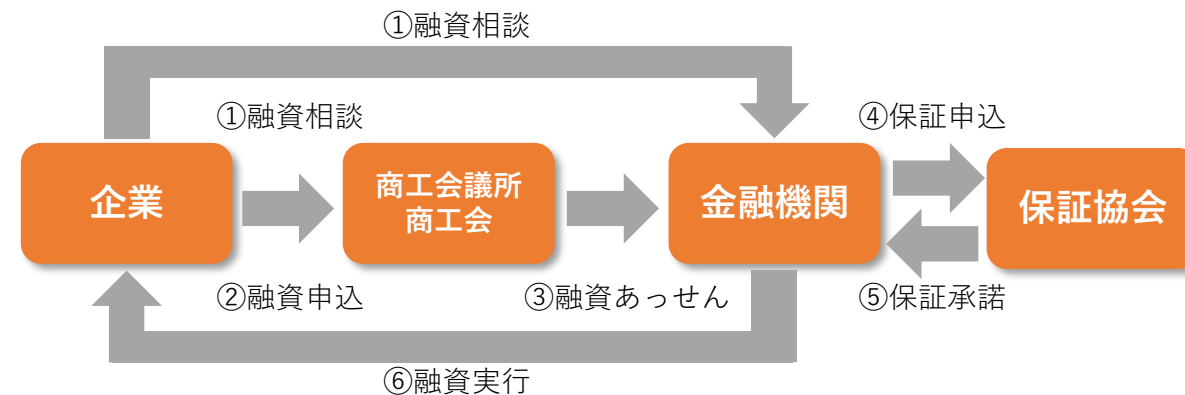
お申込み手続き

資金の借入を希望する方は、次の書類を商工会議所・商工会に申込をしてください。

■必要な書類

- ・商工会議所・商工会・取扱金融機関にある、所定の「融資あっせん申込書」
- ・市税の滞納がないことの証明書類
- ・最近2か年分の決算書 ※新規に開業する方は不要
- ・法人の場合、商業登記簿謄本（登記事項証明書）
- ・設備資金の申し込みの場合は、設備等の見積書及びカタログ、図面等
- ※上記のほかに、金融機関または信用保証協会において融資（保証）の審査上、別途書類が必要な場合があります。

一般的な融資までの流れ



問い合わせ先

- ・富良野市経済部商工観光課 商工労働係 TEL 0167-39-2312
- ・富良野商工会議所 TEL 0167-22-3555
- ・山部商工会 TEL 0167-42-2409



富良野市中小企業資金融資制度一覧（令和8年4月1日現在）

資金名	融資の対象者	使 途	融資の限度額	融資期間	貸付利率 (補給後の利率)	融資の条件	市の助成制度
中小企業振興資金	市内において店舗または事業所を有し、原則として1年以上事業を継続して営み、今後も引き続き市内でその事業を営み、その事業活動による経営の安定と健全な発展のために事業資金を必要とする者	事業資金	2,000万円以内	15年以内	3年以内 2.2 (1.2)	必要により保証協会の保証付とする	当該年度内に支払った保証料の1/2 + 約定利率の1%を補給します
					5年以内 2.4 (1.4)		
					7年以内 2.6 (1.6)		
					15年以内 2.8 (1.8) (据置1年以内)		
商工業パワーアップ資金	チャレンジ (新規創業) 資金	事業資金	2,000万円以内	10年以内	3年以内 2.1 (1.1) 5年以内 2.3 (据置1年以内) (1.3)	必要により保証協会の保証付とする	当該年度内に支払った保証料の全額 + 利子発生から2年間分の利子全額補給 (3年目以降は1%利子補給)
	フロンティア (事業拡大) 資金	事業資金	5,000万円以内	15年以内	7年以内 2.5 (据置1年以内) (1.5) 15年以内 2.7 (据置1年以内) (1.7)	必要により保証協会の保証付とする	当該年度内に支払った保証料の1/2 + 約定利率の1%を補給します
	中心市街地 活性化資金	設備資金	3,000万円以内	15年以内	※チャレンジ資金に限り、融資期間を問わず、据置2年以内	必要により保証協会の保証付とする	約定利率の1%を補給します
小口緊急特別資金	市内において店舗または事業所を有し、原則として1年以上事業を継続して営む者で、公的助成金の受領までの間や売掛金や受注代金回収までの間に短期的な資金を必要とする者、事業活動による経営の安定と健全な発展のために短期的な資金を必要とする者	運転資金	1,000万円以内	5年以内	3年以内 1.9 5年以内 2.1	必要により保証協会の保証付とする	当該年度内に支払った保証料の全額を補給します

※金融機関及び信用保証協会の審査の結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合があります。

※担保・保証人の設定は、金融機関の定めるところによります。

※廃業した場合、当該年度および以降の市の助成（保証料や利子補給）はありません。